

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(分配時調整外国税相当額の控除)

2 | 第二条の二 法第十三条の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第四号に規定する附帯税をいう。第四項及び次条第二項において同じ。))の額を除く。)とする。

2 | 法第十三条の二第一項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額(法第十条に規定する基準所得税額をいう。第四項及び次条において同じ。))として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額を限度とする。

3 | 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第四項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」「とあるのは「除く。」「及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八条の四第一項の規定による所得税の額(附帯税の額を除く。))と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八條の四第一項の規定による所得税の額(附帯税の額を除く。))のみ」とする。

4 | 法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき同法第六十六条第一項の規定により同法第二編第一章から第四章までの規定に準じて計算した所得税の額(同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。))のみを基準所得税額として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額とする。

5 | 租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における前項

の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）とする。

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条 法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年分の法第六条第七号に規定する確定申告書に係る基準所得税額につき法第十三条及び第十三条の二の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百二十二条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の非居住者のその年分の同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条及び第十三条の二の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百九十二条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

（課税標準及び税額の申告）

第五条 省 略

2 法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、所得税法第六十一条第一項第六号に掲げる対価につき法第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額のうち同条第四項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額とする。

（源泉徴収義務等）

第十条 法第二十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第十二項第二号に掲げる金額のうち復興特別所得税の額に相当する部分の金額（法第二十八条第三項の規定により控除された

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条 法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年分の法第六条第七号に規定する確定申告書に係る法第十条に規定する基準所得税額につき法第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百二十二条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の非居住者のその年分の法第六条第七号に規定する確定申告書に係る法第十条に規定する基準所得税額につき法第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百九十二条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

（課税標準及び税額の申告）

第五条 同 上

2 法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十一条第一項第六号に掲げる対価につき法第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額のうち同条第四項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額とする。

（源泉徴収義務等）

第十条

金額又は法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。」とする。

2 法第二十八條第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九條の三の二第一項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額から控除すべき法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項第一号に定める金額のうち第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四條の六の二第十二項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

3 次の各号に掲げる規定は、法第二十八條第一項、第五項又は第六項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令第二十五條の十の十一第八項各号及び第十三項並びに第二十六條の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一 租税特別措置法施行令第三條の二の二第四項の規定 租税特別措置法第六條第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

一の二、三 省 略

三の二 租税特別措置法施行令第二十五條の十三の八第二十二項及び第二十三項の規定 租税特別措置法第三十七條の十四の二第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

四、六 省 略

4 第四條第二項及び第三項の規定は、法第二十八條第九項（法第二十九條第二項及び第三十條第三項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例）

第十二條 復興特別所得税及び所得税に係る納税の猶予及び担保については

次の各号に掲げる規定は、法第二十八條第一項又は第三項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五條の十の十一第八項各号及び第十三項並びに第二十六條の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一 租税特別措置法施行令第三條の二の二第四項の規定 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六條第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

一の二、三 同 上

三の二 租税特別措置法施行令第二十五條の十三の八第十九項及び第二十二項の規定 租税特別措置法第三十七條の十四の二第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

四、六 同 上

2 第四條第二項及び第三項の規定は、法第二十八條第六項（法第二十九條第二項及び第三十條第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例）

第十二條 復興特別所得税及び所得税に係る納税の猶予及び担保については

、国税通則法及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）の規定による納税の猶予の申請、担保の提供その他の手続は、併せて行わなければならないものとする。この場合において、同令第十五条第一項中「納付手続」とあるのは、「納付手続」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七十七号）第二十八条第八項（源泉徴収義務等）において準用する場合を含む。）とする。

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）
 第十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税法施行令	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略
第九十七条第一項第四号	（）の規定	（特別措置法第十八条第九項及び第十項）これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。（）において準用する場合を含む。（）の規定	（特別措置法第十八条第九項及び第十項）これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。（）において準用する場合を含む。（）の規定
第二百二十条の二第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第八十一条の	第八十一条の	第八十一条及び特別	第八十一条及び特別

、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）の規定による納税の猶予の申請、担保の提供その他の手続は、併せて行わなければならないものとする。この場合において、同令第十五条第一項中「納付手続」とあるのは、「納付手続」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七十七号）第二十八条第五項（源泉徴収義務等）において準用する場合を含む。）とする。

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）
 第十三条 同上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
第九十七条第一項第四号	（）の規定	（特別措置法第十八条第九項及び第十項）これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。（）において準用する場合を含む。（）の規定	（特別措置法第十八条第九項及び第十項）これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。（）において準用する場合を含む。（）の規定

第二百二十条 の二第二号	所得税の額から	つき法第八十一条	所得税の額を	所得税の額	省略	省略	第二百二十四条 第五項第一号	省略	第二百五十八 条第四項	受けた
										措置法第二十八条第一 項（源泉徴収義務等） の

第二百二十四 条第五項第一 号	国税の控除限度 額	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上								
										同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
										同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

<p>第二百九十二条の六の二第一項第二号</p>		<p>第二百九十二条の六の二第一項第一号</p>		<p>省略</p>		
<p>つき法第二百十</p>	<p>所得税の額から</p>	<p>第二百二十二条の</p>	<p>所得税の額</p>	<p>省略</p>	<p>(法) 及び法</p>	
<p>つき法第二百十二条及</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額から</p>	<p>第二百二十二条及び特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)の</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	<p>第五号まで(同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>省略</p>	<p>(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法) 及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法</p>

	<p>同上</p>	
	<p>同上</p>	
<p>第五号まで(同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>同上</p>	

所得税の額に	所得税の額から	当該所得税の額	所得税の額	当該所得税	所得税の額	省略	省略	省略	所得税の額	所得税の額を	二条	第三十条第三項
												第三十条第二項
所得税及び復興特別所得税の額の合計額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	当該所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税	これらの税	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	省略	省略	省略	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を	特別措置法第二十八条第一項	

所得税の額	所得税の額	当該所得税	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	同上	同上	同上	同上	所得税の額	所得税の額を	二条	第三十条第三項
												第三十条第二項及び第三十六条の二
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	当該所得税	所得税	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	同上	同上	同上	同上	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を	特別措置法第二十八条第一項	

項 第三百条第四	所得税の額から	所得税の額から	得税の額の合計額に
項 第三百条第五	所得税	所得税及び復興特別所得	得税
項 第三百条第九	所得税の額から	所得税及び復興特別所得の額の合計額から	所得税及び復興特別所得
項 第三百条第九	の規定により徴収された	及び特別措置法第二十八 条第一項の規定により徴収された	所得税及び復興特別所得の額の合計額を
項 第三百条第九	所得税の額を	所得税及び復興特別所得の額の合計額を	所得税及び復興特別所得の額の合計額
項 第三百条第九	所得税の額	所得税及び復興特別所得の額の合計額	所得税及び復興特別所得の額の合計額
項 第三百条第九	当該所得税	これらの税	及び特別措置法第二十八 条第一項（源泉徴収義務等）の規定により
項 第三百条第九	の規定により所得税	所得税及び復興特別所得	所得税及び復興特別所得
項 第三百条第九	所得税の額	所得税及び復興特別所得	所得税及び復興特別所得
項 第三百条第九	所得税の額	所得税及び復興特別所得	所得税及び復興特別所得

	<p>二第二項</p> <p>第三百六条の二 第三項</p> <p>第三百六条の二 第七項</p>	<p>所得税</p> <p>所得税の額から</p> <p>の規定により徴収された</p> <p>所得税の額を</p> <p>所得税の額</p>	<p>得税の額の合計額</p> <p>所得税及び復興特別所得税</p> <p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額から及び特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収された</p> <p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額を</p> <p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>第四条の二第三十項の表第二 百五十八条第二 四項の項</p>	<p>受けた租税特別措置法</p>	<p>(租税特別措置法)</p> <p>(特別措置法第三十三 条第一項の規定により</p>
<p>同上</p>	<p>第五条の二の 三第二項</p>	<p>第九条の三の二 第一項</p>	<p>第九条の三の二第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号。以下「特別措置法」という。)第二十八条第一項</p> <p>所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額</p>			<p>所得税の額</p>	

	<p>第四条の二第 十四項</p>	<p>読み替えて適用される 租税特別措置法</p>
	<p>法第八条の四第 三項第四号</p>	<p>東日本大震災からの復 興のための施策を実施 するために必要な財源 の確保に関する特別措 置法（平成二十三年法 律第百十七号。以下「 特別措置法」という。 ）第三十三条第一項の 規定により読み替えて 適用される法第八条の 四第三項第四号</p>
<p>所得税の額</p>		<p>特別措置法第三十三条 第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九条の三の二第三項 の規定により控除され た同項各号に定める金 額に相当する金額のう ち所得税及び復興特別 所得税の額の合計額</p>
<p>に係る</p>		<p>に係る復興特別所得税 に関する政令（平成二 十四年政令第十六号） 第十三条第一項の規定 により読み替えて適用 される</p>
<p>金額（</p>		<p>金額（特別措置法第三</p>

<p>に つ い て</p>	<p>十三 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る</p>
<p>と す る</p>	<p>(特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 法第九条の三の二第三 項の規定により控除さ れた金額に限る。)と し、特別措置法第二十 三条第一項の規定によ り読み替えて適用され る法第八条の四第三項 第四号の規定により読 み替えられた所得税法 第九十三条第一項に規 定する特別措置法第二 十八条第三項の規定に より控除された金額に 相当する金額のうち所 得税及び復興特別所得 税の額の合計額に対応 する部分以外の部分の 金額として政令で定め る金額は、当該上場株 式等の配当等に係る同 令第十三条第一項の規 定により読み替えて適</p>

			<p>第四条の六の 二第三項第一 号</p>	
当該所得税	<p>）及び</p>	<p>規定する所得税</p>	<p>法第九条の三の 二第三項第一号</p>	
これらの税	<p>）の額の合計額並びに</p>	<p>規定する所得税及び復 興特別所得税</p>	<p>特別措置法第三十三条 第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九条の三の二第三項 第一号</p>	<p>用される第四条の六の 二第十二項第一号に掲 げる金額（特別措置法 第二十八条第三項の規 定により控除された金 額に限る。）及び当該 上場株式等の配当等に ついて同令第十三条第 一項の規定により読み 替えて適用される第四 条の九第六項（第四条 の十第三項及び第四条 の十一第三項において 準用する場合を含む。 ）の規定により計算し た金額（特別措置法第 二十八条第三項の規定 により控除された金額 に限る。）とする</p>

<p>第四条の六の 二第三項第二 号</p>	<p>同項の</p>	<p>同項又は特別措置法第 二十八条第三項の 法第九条の三の二第三 項第二号</p>	<p>第四条の六の 二第十二項</p>	<p>法第九条の三の 二第三項第一号 に規定する政令</p>	<p>特別措置法第三十三 条第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九条の三の二第三項 第一号に規定する政令</p>	<p>第四条の六の 二第十二項第 一号</p>	<p>同条第三項</p>	<p>特別措置法第三十三 条第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九条の三の二第三項 又は特別措置法第二十 八条第三項</p>	<p>第四条の六の 二第十二項第 二二号</p>	<p>法第九条の三の 二第三項第一号</p>	<p>特別措置法第三十三 条第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九条の三の二第三項 第一号</p>	<p>（の額に</p>	<p>）及び復興特別所得 税の額の合計額に</p>	<p>当該所得税</p>	<p>これらの税</p>
--------------------------------	------------	--	-------------------------	--	---	---------------------------------	--------------	---	----------------------------------	----------------------------	--	-------------	-------------------------------	--------------	--------------

<p>第四条の六の 二第十六項</p>	<p>法第九条の三の 二第三項</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項の規定により読み替えて適用される法 第九条の三の二第三項</p>	<p>第四条の六の 二第十七項</p>	<p>法第九条の三の 二第六項</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項の規定により読み替えて適用される法 第九条の三の二第六項</p>	<p>所得税の額 所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	<p>第十二項第一号</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第一号</p>	<p>同条第三項</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法 第九条の三の二第三項</p>	<p>金額に 金額又は特別措置法第二十八條第三項の規定により控除された金額</p>
-------------------------	-------------------------	---	-------------------------	-------------------------	---	-------------------------------------	----------------	--	--------------	--	---

	<p>第四条の六の二第十八項</p>	
<p>金額に</p>	<p>同条第三項</p>	<p>第十二項第二号</p>
<p>金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第二号</p>
<p>所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	<p>法第九条の三の二第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百一十条第一項第五号及び法第九条の三の二第七項</p>
<p>特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項</p>	<p>同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項</p>	<p>に</p>

	<p>第四条の六の 二第十九項</p>	
	<p>法第九条の三の 二第七項</p>	<p>特別措置法第三十三 条第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九条の三の二第七項</p>
<p>所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所 得税の額の合計額</p>	<p>に</p>
<p>第四条の九第七 項</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される第四条の 九第七項</p>	<p>に</p>
<p>第四条の六の 二第二十項</p>	<p>受けた租税特別 措置法</p>	<p>受けた東日本大震災か らの復興のための施策 を実施するために必要 な財源の確保に關する 特別措置法（以下「特 別措置法」という。） 第三十三条第一項（復 興特別所得税に係る所 得税法の適用の特例等 ）の規定により読み替 えて適用される租税特 別措置法</p>
<p>「租税特別措置 法</p>	<p>「特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>に</p>

<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第四百十 八条第三項の 表第二項の項 の項</p>	<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第四百十 八条第二項の 項</p>	<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第四百十 八条の二第一 項の項</p>
<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>
<p>復興特別所得税に關する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>

	<p>租税特別措置法 第九条の三の二 第七項</p>	<p>特別措置法第三十三条 第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法第 九条の三の二第七項</p>
<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第四百十 八条第三項の 表第三項の項 の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>
<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第五百十 五条の十八の 二の項</p>	<p>（租税特別措置 法</p>	<p>（特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>
<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第五百十 五条の三十六 第二項の項</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三条 第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>

<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第百五十 五条の四十五 の二の項</p>	<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第百五十 五条の三十六 第三項の表第 三項の項の項</p>	<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第百五十 五条の三十六 第三項の表第 二項の項の項</p>	<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第百五十 五条の三十六 第三項の表第 二項の項の項</p>
<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>
<p>特別措置法第三十三条 第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ</p>	<p>（特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>

<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第百五十 五条の四十五 の二第一号の 項</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>れる租税特別措置法 特別措置法第三十三条 第一項の規定により読 み替えて適用される租 税特別措置法</p>
<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第百五十 五条の四十五 の二第一号イ の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 (復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>
<p>第四条の六の 二第二十一項 の表第百二十 一条の二第二項 の項</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令 特別措置法第三十三条 第一項(復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>
<p>第四条の六の</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關す</p>

<p>二第二十一項 の表第二一 條の二第三 項の表第二 項の項</p>	<p>施行令</p>	<p>る政令第十三條第一項 (復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>
<p>第四條の六の 二第二十一項 の表第二一 條の二第三 項の表第三 項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>
<p>第四條の六の 二第二十二項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>(特別措置法第三十三 條第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法 復興特別所得税に關す る政令(平成二十四年 政令第十六号)第十三 條第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法施行令</p>

<p>第四条の六の 二第二十八項</p>			<p>第四条の六の 二第二十六項</p>	
<p>同条第三項</p>	<p>第四条の九第十 四項</p>	<p>所得税の額から 同項各号</p>	<p>法第九条の三の 二第三項</p>	<p>租税特別措置法 施行令第四条の 六の二第二十一 項</p>
<p>特別措置法第三十三條 第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九条の三の二第三項 又は特別措置法第二十</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 の規定により読み替え て適用される第四条の 九第十四項</p>	<p>所得税の額又は復興特 別所得税の額から特別 措置法第三十三條第一 項の規定により読み替 えて適用される法第九 條の三の二第三項各号</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項の規定により読 み替えて適用される法 第九条の三の二第三項 又は特別措置法第二十 八條第三項</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令第四条の 六の二第二十一項</p>

<p>第四條の九第 六項及び第七 項</p>	<p>第四條の九第 三項</p>			<p>第四條の九第 一項第一号イ から八まで及 び第二号イか ら八まで並び に第二項第一 号イ、第二号 イ及び第三号 イ</p>	
<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税を</p>	<p>第二百十二條</p>	<p>税率</p>	<p>所得税の額から 同項各号</p>
<p>所得税及び復興特別 所得の額の合計額</p>	<p>所得税及び復興特別 所得の額の合計額</p>	<p>所得税及び復興特別 所得を</p>	<p>第二百十二條及び特別 措置法第二十八條第一 項</p>	<p>税率に百分の百二・一 を乗じて得た率</p>	<p>八條第三項 所得税の額又は復興特 別所得税の額から特別 措置法第三十三條第一 項の規定により読み替 えて適用される法第九 條の三の二第三項各号</p>

<p>第四条の九第八項</p>	<p>受けた租税特別措置法</p>	<p>受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>
<p>第四条の九第九項の表第九百四十八条第三項の表第二項の項</p>	<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>
<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三条</p>
<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額及び復興特別所得税の額</p>
<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法</p>

	<p>第四条の九第 九項の表第百 四十八条第三 項の表第三項 の項の項</p>		<p>第四条の九第 九項の表第百 五十五條の十 八の二、第百 五十五條の二 十六第二項及 び第百五十五 條の三十六第 二項の項</p>	<p>第四条の九第 九項の表第百 五十五條の三 十六第三項の 表第二項の項</p>
<p>第九條の六第四 項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>(租税特別措置 法)</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>
<p>第一項(復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法第 九條の六第四項</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>	<p>(特別措置法第三十三 條第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 (復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例)の規定に</p>

の項		より読み替えて適用される租税特別措置法施行令
<p>第四条の九第 九項の表第百 五十五條の三 十六第三項の 表第三項の項 の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p> <p>(租税特別措置 法)</p>	<p>復興特別所得税に關する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>
<p>第四条の九第 九項の表第百 五十五條の四 十四第一項の 項及び第百五 十五條の四十 五の二の項</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>
<p>第四条の九第 九項の表第百 五十五條の四</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租</p>

<p>十五の二第一 号の項</p>	<p>第四条の九第 九項の表第百 五十五條の四 十五の二第一 号イの項</p>	<p>第四条の九第 九項の表第百 五十五條の四 十五の二第一 号イ(1)及び(2) の項</p>	<p>第四条の九第 九項の表第百 九十二條の二 の項及び第二 百一條の二第 二項の項</p>	<p>第四条の九第 九項の表第二 百一條の二第 三項の表第二 項の項の項</p>
	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>
<p>税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關する政令第十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>復興特別所得税に關する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關する政令第十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>

<p>第四條の九第 十項</p>	<p>第四條の九第 十四項及び第 四條の十第一 項</p>	<p>あるのは、「</p>	<p>（租税特別措置 法</p>	<p>第四條の九第 九項の表第二 百一條の第二 三項の表第三 項の項の項</p>	<p>（租税特別措置 法</p>	<p>行令</p>
<p>受けた租税特別 措置法</p>	<p>所得税の額</p>	<p>あるのは、「</p>	<p>（租税特別措置 法</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>（特別措置法第三十三 条第一項（復興特別所 得税に係る所得税法の 適用の特例等）の規定 により読み替えて適用 される租税特別措置法</p>	<p>行令</p>
<p>受けた特別措置法第三 十三條第一項（復興特</p>	<p>所得税及び復興特別所 得税の額の合計額</p>	<p>あるのは、「復興特別 所得税に関する政令第 十三條第一項の規定に より読み替えて適用さ れる</p>	<p>（特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>	<p>（特別措置法第三十三 条第一項（復興特別所 得税に係る所得税法の 適用の特例等）の規定 により読み替えて適用 される租税特別措置法</p>	<p>行令</p>

<p>第四項</p>	<p>租税特別措置法 第九條の六の二</p>	<p>第四條の十第 五項の表第百 四十八條第二 項の表第二項 の項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>租税特別措置法 第九條の二第 一項及び第百 四十八條第二 項の項</p>	<p>所得稅の額</p>	<p>租税特別措置法 第九條の六の二</p>	<p>租税特別措置法 第九條の六の二</p>	<p>租税特別措置法 第九條の二第 一項及び第百 四十八條第二 項の項</p>	<p>所得稅の額</p>	<p>「租税特別措置 法</p>	<p>別所得稅に係る所得稅 法の適用の特例等)の 規定により読み替えて 適用される租税特別措 置法</p>					
<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 稅に係る所得稅法の適</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 稅に係る所得稅法の適</p>	<p>復興特別所得稅に關す る政令第十三條第一項 (復興特別所得稅に係 る所得稅法施行令等の 適用の特例)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 稅に係る所得稅法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>	<p>所得稅の額及び復興特 別所得稅の額</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 稅に係る所得稅法の適</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 稅に係る所得稅法の適</p>	<p>復興特別所得稅に關す る政令第十三條第一項 (復興特別所得稅に係 る所得稅法施行令等の 適用の特例)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 稅に係る所得稅法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>	<p>所得稅の額及び復興特 別所得稅の額</p>	<p>「特別措置法第三十三 條第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 稅に係る所得稅法の適</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 稅に係る所得稅法の適</p>	<p>復興特別所得稅に關す る政令第十三條第一項 (復興特別所得稅に係 る所得稅法施行令等の 適用の特例)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 稅に係る所得稅法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>	<p>所得稅の額及び復興特 別所得稅の額</p>	<p>「特別措置法第三十三 條第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>

<p>第四条の十第 五項の表第百 四十八条第三 項の表第三項 の項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>（租税特別措置 法）</p>	<p>第四条の十第 五項の表第百 五十五條の十 八の二、第百 五十五條の二 十六第二項及 び第百五十五 條の三十六第 二項の項</p>	<p>第四条の十第 五項の表第百 五十五條の三 十六第三項の 表第二項の項 の項</p>
<p>用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法第 九條の六の二第四項</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>	<p>（特別措置法第三十三 條第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施</p>
<p>特別措置法第三十三條 第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施</p>

<p>第四條の十第 五項の表第百 五十五條の四 十五の二第一 号の項</p>	<p>第四條の十第 五項の表第百 五十五條の四 十四第一項の 項及び第百五 十五條の四十 五の二の項</p>	<p>第四條の十第 五項の表第百 五十五條の三 十六第三項の 表第三項の項 の項</p>	
<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置 法 (租税特別措置 法)</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>
<p>特別措置法第三十三條 第一項の規定により読み替えて適用される租 税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>	<p>(特別措置法第三十三 條第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>行令 (特別措置法第三十三 條第一項(復興特別所 得税に係る所得税法の 適用の特例等)の規定 により読み替えて適用 される租税特別措置法 復興特別所得税に關す る政令第十三條第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>

<p>第四条の十第 五項の表第百 五十五條の四 十五の二第一 号イの項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>
<p>第四条の十第 五項の表第百 五十五條の四 十五の二第一 号イ(1)及び(2) の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>
<p>第四条の十第 五項の表第二 百一條の二第 三項の表第二 項の項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>

	第四条の十第 五項の表第二 百一条の二第 三項の表第三 項の項の項		第四条の十第 六項	第四条の第十 十項及び第四 条の十一第一 項	第四条の十一 第四項
(租税特別措置 法)	租税特別措置法 施行令	(租税特別措置 法)	あるのは、「	所得税の額	受けた租税特別 措置法
(特別措置法第三十三 条第一項(復興特別所 得税に係る所得税法の 適用の特例等)の規定 により読み替えて適用 される租税特別措置法	復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令	(特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法	あるのは、「復興特別 所得税に關する政令第 十三条第一項の規定に より読み替えて適用さ れる	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	受けた特別措置法第三 十三条第一項(復興特 別所得税に係る所得税 法の適用の特例等)の

<p>第四条の十一 第五項の表第 百四十条の二 第一項及び第 百四十八条第 二項の項</p>	<p>第四条の十一 第五項の表第 百四十八条第 三項の表第二 項の項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>規定により読み替えて 適用される租税特別措 置法</p>
<p>租税特別措置法 第九條の六の三 第四項</p>	<p>租税特別措置法 第九條の六の三 第四項</p>	<p>特別措置法第三十三 條第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三 條第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>
<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額及び復興特 別所得税の額</p>	<p>特別措置法第三十三 條第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三 條第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>

<p>第四条の十一 第五項の表第 百四十八条第 三項の表第三 項の項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關する 政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>	<p>れる租税特別措置法第 九条の六の三第四項</p>
<p>第四条の十一 第五項の表第 百五十五條の 十八の二、第 百五十五條の 二十六第二項 及び第百五十 五条の三十六 第二項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>（特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>
<p>第四条の十一 第五項の表第 百五十五條の 三十六第三項 の表第二項の 項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關する 政令第十三条第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>	<p>復興特別所得税に關する 政令第十三条第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>

<p>第四条の十一 第五項の表第 百五十五條の 三十六第三項 の表第三項の 項の項</p>	<p>(租税特別措置 法</p>	<p>(特別措置法第三十三 条第一項(復興特別所 得税に係る所得税法の 適用の特例等)の規定 により読み替えて適用 される租税特別措置法</p>
<p>第四条の十一 第五項の表第 百五十五條の 四十四第一項 の項及び第百 五十五條の四 十五の二の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>
<p>第四条の十一 第五項の表第 百五十五條の 四十五の二第 一号の項</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>(特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法</p>
<p>第四条の十一</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項の規定により読 み替えて適用される租 税特別措置法</p>
<p>第四条の十一</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に關す</p>

<p>第五項の表第 百五十五條の 四十五の二第 一号イの項</p>	<p>施行令</p>	<p>政令第十三条第一項 (復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>
<p>第四条の十一 第五項の表第 百五十五條の 四十五の二第 一号イ(1)及び (2)の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される租税特別 措置法施行令</p>
<p>第四条の十一 第五項の表第 百九十二條の 二の項及び第 二百一一条の二 第二項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>特別措置法第三十三條 第一項(復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法</p>
<p>第四条の十一 第五項の表第 二百一一条の二 第三項の表第 二項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 (復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法施 行令</p>
<p>法</p>	<p>(租税特別措置 法)</p>	<p>(特別措置法第三十三 条第一項(復興特別所 得税に係る所得税法の 適用の特例等)の規定 により読み替えて適用 される租税特別措置法 施行令)</p>

	第四条の十一 第五項の表第 二百一条の二 第三項の表第 三項の項の項	租税特別措置法 施行令	得税に係る所得税法の 適用の特例等)の規定 により読み替えて適用 される租税特別措置法
第四条の十一 第六項	あるのは、「	(特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法	あるのは、「復興特別 所得税に関する政令第 十三条第一項の規定に より読み替えて適用さ れる
第四条の十一 第十項及び第 五条第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	
第五条第四項	受けた租税特別 措置法	受けた特別措置法第三 十三条第一項(復興特 別所得税に係る所得税 法の適用の特例等)の 規定により読み替えて 適用される租税特別措 置法	

<p>第五條第五項の表第四百十條の二第一項及び第四百十八條第二項の項</p>	<p>第五條第五項の表第四百十八條第三項の表第二項の項</p>	<p>「租税特別措置法」</p>	<p>所得税の額</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>「特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」</p>	<p>所得税の額及び復興特別所得税の額</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>租税特別措置法第九條の六の第四項</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の六の四第四項</p>
--	---------------------------------	------------------	--------------	----------------	-------------------	---	-------------------------	--	---	-------------------------	--

<p>第五條第五項 の表第四百十 八條第三項の 表第三項の項 の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關する政令第十三條第一項の規定により読み替へて適用される租税特別措置法施行令</p>
<p>第五條第五項 の表第五百十 五條の十八の 二、第五百十 五條の二十六 第二項及び第 百五十五條の 三十六第二項 の項</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替へて適用される租税特別措置法</p>
<p>第五條第五項 の表第五百十 五條の三十六 第三項の表第 二項の項の項</p>	<p>租税特別措置法 施行令</p>	<p>復興特別所得税に關する政令第十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替へて適用される租税特別措置法施行令</p>
<p>法 （租税特別措置</p>	<p>法 （特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の</p>	